

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人

末広会

平成 29年 4 月 1 日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人末広会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する常勤理事及び監事の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額の範囲内で理事会にて決定し、各人に支給する。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したときの報酬は無報酬とする。

3 常勤理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給することができる。月額20,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の常勤理事及び監事については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条第3項の常勤理事においては、給与規定に定める方法により、職員給与と併せて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払うことができる。

(1) 第3条1項の常勤理事及び監事については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行うことができる。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 常勤理事において、施設の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金を支払うことができる。金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 30,000円程度を限度とする。

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 20,000円程度を限度とする。

(3) 評議員

在任期間1年につき 10,000円程度を限度とする。

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(受章祝金)

第13条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、千葉市長、県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附則

(改正)

第18条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人末広会評議委員会の議決を経なければならない。

役員等報酬表

号 俸	支給基準額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円

別表1 祝金及び見舞金

区分	支給基準額
受章祝金	ア. 千葉市長、県知事、厚生労働大臣表彰受章のとき 20,000 円程度を限度とする。 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000 円程度を限度とする。 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金（通勤災害を含む） 30,000 円
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内程度を限度とする。

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円程度を限度とする。	弔電・生花
副理事長	70,000 円程度を限度とする。	
その他の役員等	50,000 円程度を限度とする。	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円程度を限度とする。	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	
子	30,000円程度を限度とする。	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000 円	

